

No!!



「運転中のながらスマホ」

「酒気帯び運転」

No!!



令和6年11月1日 から

自転車運転者講習対象の危険行為に **追加** !!



### 自転車運転者講習制度の流れ

下記の危険行為で  
繰り返し検挙

- ※ 3年以内に2回以上の危険行為を行った者
- ※ 対象は14歳以上

交通の危険防止のため  
公安委員会が行為者に対して、「**受講命令**」

- ※ 受講命令違反  
→ 5万円以下の罰金

講習の受講

- ※ 講習時間 : 3時間
- ※ 講習手数料 : 6千円

### 対象となる危険行為

【追加】 ● 運転中のながらスマホ ● 酒気帯び運転

- 信号無視 ● 通行禁止違反 ● 歩行者用道路徐行義務違反 ● 通行区分違反
- 路側帯通行方法違反 (歩行者の通行妨害) ● 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反 ● 交差点優先車妨害 ● 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等 ● 歩道通行時の通行方法違反 ● 安全運転義務違反
- 制動装置 (ブレーキ) 不良自転車運転 ● 酒酔い運転 ● 妨害 (あおり) 運転

～ 自転車は「**交通ルール遵守徹底**」と「**歩行者優先**」を ～

福岡県警察